

原動機付自転車及び小型特殊自動車は、 一時抹消制度がありません。

原動機付自転車及び小型特殊自動車については、登録の一時抹消について道路運送車両法に定められていないため、一時的に使用しないという理由での廃車手続きは受付することができません。軽自動車税（種別割）は、**車両を所有していることを要件として所有者に課税**されるものであり、制度上、道路を走行していない車両であったり、ナンバープレートを返納した後も所有している車両は課税の対象になります。

なお、道路運送車両法により以下の車両は、一時抹消が認められています。

- ・普通自動車
- ・軽自動車
- ・二輪の軽自動車（排気量が 125cc 超 250cc 以下の車両）
- ・二輪の小型自動車（排気量が 250cc を超える車両）

一時的に廃車の手続きをした原動機付自転車を 4 月 1 日（賦課期日）をまたいで同一名義人が再登録した場合、引き続き車両を所有されているものとして、その年度の軽自動車税（種別割）を納付していただくことになります。

廃車が認められない場合の例

- ・しばらく使用する予定はないが車両はそのまま所有し続ける。
- ・故障して使用できない状態であるが修理ができたら再登録する予定である。
- ・使用する予定はなく、コレクションとして所有するため、税金がかからないように廃車手続きをする予定である。

すでに一時的に廃車をしてしまった場合

廃車年月日まで遡って再登録し、一時的に廃車していた期間中の軽自動車税（種別割）を課税します。（ナンバープレートは新たに交付します）

「原動機付自転車・小型特殊自動車標識返納届出済証」と本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちのうえ、市役所の窓口までお越しください。

一時的に使用しないという理由での廃車はできません。

